

工場立地法の概要

■工場立地法とは

工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めで、事前の届出が必要です。

■対 象

工場立地法の対象となるのは、以下の要件を満たす工場で、「特定工場」と呼ばれます。

特定工場	業 種	製造業（日本標準産業分類による製造業、電気・ガス又は熱供給業）
	規 模	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上のいずれかに該当するもの

■主な届出の種類

(1) 特定工場新設（変更）届出書（工場立地法第6条第1項、第8条）

届出対象	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の工場で新設・変更を行うとき		
変更届出の対象	1) 生産施設を増設するとき 2) 敷地面積が増加または減少するとき 3) 緑地等の環境施設面積が減少するとき		
規制に内容	1) 生産施設面積率の制限 業種によって、敷地面積の30～65%の範囲で上限設定されています。		
	2) 緑地面積率、環境施設面積率 敷地面積に対し、下記の基準以上の緑地・環境施設の確保が必要です。		
	適用区域	工業地域、工業専用地域、	準工業地域
	緑地面積率	5%	10%
環境施設面積率	10%	15%	
上記を除く区域については、緑地面積率20%、環境施設面積率25%の確保が必要です。			
届出の時期	工事着工の90日前まで（30日前までの短縮申請あり）		
届出の部数	1部（正本1部＜須賀川市用＞）		

<届出書を要しない変更>

- ・ 生産施設の撤去
- ・ 修繕に係る生産施設面積の変更で、30㎡未満のもの
- ・ 1階建ての工場を2階建て以上にする場合で、水平投影面積の変更がないもの
- ・ 生産施設をそのままの状態に移設する場合